株式会社 藤商事

証券コード：6257

ヒト味違う“オモシロ”さ！ FUJI

第54回
定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年６月25日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所

大阪市中央区本町橋２番31号
シティプラザ大阪 2階「SYUN －旬－」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　補欠監査役1名選任の件
第３号議案　役員賞与支給の件

目次

招集ご通知 …… 2
事業報告 …… 3
連結計算書類 …… 20
計算書類 …… 23
監査報告 …… 26
株主総会参考書類 …… 29

議決権行使・インターネット開示についてのご案内

＜議決権行使について＞



1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
2．当社では、定款の定めにより、代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

＜当社ウェブサイトにおける開示について＞

1．株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www. fujimarukun.co.jp）に掲載させていただきます。
2．本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www. fujimarukun.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

株主各位

証券コード：6257
2019年6月6日
大阪市中央区内本町一丁目1番4号
株式会社 藤商事
代表取締役社長 井 上 孝 司

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時50分までに到着するようお送りくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日　　時	2019年6月25日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）	
2. 場　　所	大阪市中央区本町橋2番31号 **シティプラザ大阪　2階　「SYUN －旬－」** （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）	
3. 目的事項	**報告事項**	1．第54期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2．第54期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	**第1号議案**　剰余金の処分の件 **第2号議案**　補欠監査役1名選任の件 **第3号議案**　役員賞与支給の件

以 上

１．企業集団の現況

（１）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度後半に輸出や生産の一部に弱さが見られたものの、政府主導による経済政策などを背景に企業収益や雇用情勢は改善し、個人消費につきましても持ち直しの動きが見られ、景気は緩やかな回復基調が継続しました。

パチンコホールにおける2018年12月末時点での遊技機の設置台数は、パチンコ遊技機は2,637千台（対前年比4.1％減）、パチスロ遊技機は1,665千台（同1.3％減）、遊技機全体は4,302千台（同3.0％減）となりました。また、パチンコホール店舗数においても、10,060店舗（同5.1％減）となり、依然として減少傾向が続いております（警察庁調べ）。

パチンコホール業界におきましては、のめり込み防止や依存症対策の一環として過度の射幸性を抑えた遊技機の導入をはじめ、さまざまな施策を通じてファンの皆様がパチンコ・パチスロをより安心・安全に楽しめる環境づくりを推進しております。

また、遊技機業界におきましては、2018年２月に施行されました新たな遊技機規則に沿った機種開発のもと、メーカー各社より新規則機の市場投入が始まりました。新規則ならではの特性を備えた遊技機が市場投入される一方で、パチンコホール様の厳しい経営環境を反映して新台入替に対する慎重姿勢が続いたことなどから、遊技機市場全体の入替需要は伸び悩みました。

このような状況のもと当社グループは、株式会社ＪＦＪより初のパチンコ遊技機を発売し、セカンドブランドを活用した販売戦略を展開するとともに、パチンコホール様における規則改正を契機とした設置機種構成の見直しを「変化の時はチャンス」ととらえ、ヒットタイトルや新ジャンルの創出など、新規則機市場においてさらなる成長を実現するための足場固めを進めてまいりました。

そして、自らが環境の変化に順応する『変わる挑戦』を掲げ、ファンの皆様のニーズを的確にとらえ、幅広いファンの皆様から支持される、時代の変化に対応した魅力あふれる遊技機を創造することに全社をあげて取り組んでまいりました。

遊技機の販売台数につきましては、パチスロ遊技機はおおむね計画どおりに推移いたしましたが、パチンコ遊技機では型式試験の適合状況などをふまえ、当初３月に発売を予定していた主力タイトルについて翌期に繰り越したことなどから、当初の計画を下回りました。

デジタルコンテンツ事業につきましては、スマートフォン向けゲームアプリ「23/7 トゥエンティ スリー セブン」につきまして、2018年12月末にて配信サービスを終了いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高279億71百万円、営業利益13億37百万円、経常利益14億99百万円、親会社株主に帰属する当期純利益７億96百万円となりました。

製品別の状況は次のとおりであります。

（パチンコ遊技機）

上半期では、新規タイトルとして「ＣＲリング　呪縛ＲＵＳＨ」（2018年７月発売）、「ＰＡ　地獄少女　宵伽（よいのとぎ）　設定付」（2018年８月発売）、「ＰＡ　ＦＡＩＲＹ　ＴＡＩＬ　設定付」（2018年９月発売）、「ＰＡ喰霊　-零-　葵上　～あおいのうえ～　設定付」（2018年９月発売）を市場投入したほか、前事業年度に発売したシリーズ機種などを追加販売いたしました。

また、下半期では、新規タイトルとして、ＪＦＪブランド初のタイトル機種「ＣＲ緋弾のアリアＡＡ」（2018年10月発売）、「ＰＡ地獄少女　宵伽（よいのとぎ）　きくりの地獄祭り設定付」（2018年11月発売）、「Ｐ藤丸くん　設定付」（2018年12月発売）、「Ｐ暴れん坊将軍　炎獄鬼神の怪」（2019年１月発売）を市場投入したほか、その他のシリーズ機種などを継続販売いたしました。

以上の結果、販売台数は67千台、売上高は233億88百万円となりました。

（パチスロ遊技機）

パチスロ遊技機では、新規タイトルとして、「パチスロ　ＦＡＩＲＹ　ＴＡＩＬ」（2018年４月発売）、「パチスロ　貞子ｖｓ伽椰子」（2018年５月発売）、「パチスロ　美（チュ）ラメキ！」（2018年６月発売）を市場投入いたしました。

以上の結果、販売台数は12千台、売上高は45億32百万円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前事業年度との比較は行っておりません。

②　設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、15億57百万円となりました。

その主なものは、新規金型取得14億29百万円（パチンコ遊技機：11億53百万円、パチスロ遊技機：２億76百万円）などであります。

なお、これらの所要資金につきましては、自己資金で充当いたしました。

③　資金調達の状況

該当事項はありません。

（2）財産及び損益の状況

区　分		第51期 (2016年３月期)	第52期 (2017年３月期)	第53期 (2018年３月期)	第54期 (当連結会計年度) (2019年３月期)
売上高	(百万円)	38,166	32,953	52,314	27,971
経常利益または経常損失（△）	(百万円)	2,052	△2,280	4,234	1,499
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失（△）	(百万円)	1,237	△1,944	2,525	796
１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）	(円)	50.71	△79.71	106.45	35.04
総資産	(百万円)	59,781	57,370	60,230	53,557
純資産	(百万円)	50,693	47,210	47,259	45,729
１株当たり純資産額	(円)	2,077.98	1,935.20	2,020.01	2,041.92

（注）当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第53期以前については、当社単体の数値を記載しております。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社との関係

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社ＪＦＪ	10	100%	遊技機の開発、製造、販売

（注）非連結子会社でありました株式会社ＪＦＪの重要性が増したため、同社を連結子会社といたしました。

（4）対処すべき課題

当社グループとしましては、お客様目線による商品力の向上とともに利益体質の強化を図るなど、これまでに取り組んでまいりました『変わる挑戦』をさらに強化し、今までの慣習や常識にとらわれず、斬新な発想やアイデアを積極的に採り入れたものづくりを推進してまいります。

遊技機事業につきましては、新規則においてさらに進化した主力タイトルに加えて、大衆娯楽としてのパチンコ・パチスロの魅力を引き出す多種多様な遊技機を提供することを通じて、業界の活性化にも貢献してまいります。そして、新たなヒットタイトルや新ジャンルの創出など、幅広いファンの皆様から支持される、魅力あふれる遊技機の開発に鋭意取り組んでまいります。

このような稼働力を備えた商品力の高い機種を継続的に市場投入することで、当社グループの遊技機の優位性を確立するとともに、パチンコホール様の導入メリットを生み出す販売戦略を強化し、販売台数の確保に努めてまいります。

（5）主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社グループは、パチンコ遊技機、パチスロ遊技機の開発、製造、販売を主な事業としております。

（6）企業集団の主要な事業所（2019年３月31日現在）

会社名	名称	所在地
株式会社藤商事	本社	大阪府大阪市中央区
	名古屋事業所（名古屋工場および開発部）	愛知県一宮市
	東京開発事業所	東京都千代田区
	仙台支店	宮城県仙台市若林区
	埼玉支店	埼玉県さいたま市大宮区
	東京支店	東京都台東区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中川区
	大阪支店	大阪府大阪市浪速区
	広島支店	広島県広島市東区
	福岡支店	福岡県福岡市博多区
	札幌営業所	北海道札幌市白石区
	青森営業所	青森県青森市
	高崎営業所	群馬県高崎市
	千葉営業所	千葉県千葉市中央区
	横浜営業所	神奈川県横浜市中区
	静岡営業所	静岡県静岡市駿河区
	金沢営業所	石川県金沢市
	神戸営業所	兵庫県神戸市中央区
	高松営業所	香川県高松市
	熊本営業所	熊本県熊本市中央区
	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
株式会社ＪＦＪ	本社	大阪府大阪市中央区

（注）2018年４月１日付で、八王子営業所は東京支店に、京都営業所は大阪支店に統合いたしました。

（7）企業集団の使用人の状況（2019年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
462（75）名	－	40.1歳	12.1年

（注）1. 使用人数は就業人員（契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数は（）外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前事業年度との比較は行っておりません。

（8）主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

該当事項はありません。

（注）当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と借入極度額100億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

（9）企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2019年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　80,000,000株

（2）発行済株式の総数　24,395,500株（自己株式2,000,045株を含む。）

（3）株主数　7,181名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
松元邦夫	5,656,000株	25.25%
松元正夫	5,562,600株	24.83%
株式会社松元ホールディングス	2,900,000株	12.94%
松元香揚子	700,000株	3.12%
サン電子株式会社	290,800株	1.29%
藤商事従業員持株会	262,000株	1.16%
松元恵子	260,000株	1.16%
吉田嘉明	217,000株	0.96%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	204,416株	0.91%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	142,700株	0.63%

（注）1．当社は、自己株式を2,000,045株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．会社役員の状況

（1）取締役及び監査役の状況（2019年３月31日現在）

氏　名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
松　元　邦　夫	代表取締役会長	
松　元　正　夫	代表取締役副会長	
井　上　孝　司	代表取締役社長	
米　田　勝　己	取締役	知的財産部担当
今　山　武　成	取締役	
當　仲　信　秀	取締役	管理本部長
松　下　智　人	取締役	開発本部長
坪　本　浩　一　郎	取締役	公認会計士
水　嶋　延　和	常勤監査役	
上　垣　内　崇　夫	常勤監査役	
川　島　育　也	監査役	公認会計士・税理士

（注）１．取締役　坪本浩一郎氏は、社外取締役であります。
２．監査役　水嶋延和氏および監査役　川島育也氏は、社外監査役であります。
３．監査役　水嶋延和氏、監査役　上垣内崇夫および監査役　川島育也氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役　水嶋延和氏は、金融機関出身であり、長年にわたり財務および会計に関する業務に携わっていた経験があります。
・監査役　上垣内崇夫は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役　川島育也氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
４．当社は、取締役　坪本浩一郎氏、監査役　水嶋延和氏および監査役　川島育也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．社外取締役　川添嗣夫氏は、2019年２月13日をもって辞任により退任しております。
６．執行役員の状況
取締役　米田勝己および取締役　今山武成は、専務執行役員を、取締役　當仲信秀および取締役　松下智人は、常務執行役員を兼務しております。
なお、上記以外の執行役員は次のとおりであります。

常務執行役員	市川雅和	製造本部長
常務執行役員	中村敏幸	営業本部長
常務執行役員	村上和繁	経営企画本部長
執行役員	遠藤匡雄	製造本部副本部長
執行役員	西尾英二	管理本部副本部長
執行役員	西濵義文	管理本部副本部長
執行役員	久世壮平	開発本部副本部長

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

（3）取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額
取締役	9名	620百万円
（うち社外取締役）	(2)	(13)
監査役	4	39
（うち社外監査役）	(3)	(24)
合計	13	660

（注）１．上記の支給人員には、2018年６月27日開催の第53回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した社外監査役1名および2019年２月13日をもって辞任により退任した社外取締役1名を含んでおります。

２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の報酬限度額は、2018年６月27日開催の第53回定時株主総会において年額800百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

４．監査役の報酬限度額は、2006年６月27日開催の第41回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

５．支給額には、以下のものも含まれております。

2019年６月25日開催予定の第54回定時株主総会において付議いたします役員賞与

取締役　7名　46百万円

（4）社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動内容
取　締　役	坪　本　浩一郎	当事業年度開催の取締役会21回のすべてに出席し、議案審議など必要な発言を適宜行っております。
取　締　役	川　添　嗣　夫	当事業年度において、2019年２月13日をもって辞任により退任するまでに開催の取締役会18回のうち15回に出席し、議案審議など必要な発言を適宜行っております。
監　査　役	水　嶋　延　和	当事業年度開催の取締役会21回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会20回のすべてに出席し、金融機関出身者としての専門知識と幅広い見地からの発言を行っております。
監　査　役	川　島　育　也	当事業年度開催の取締役会21回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会20回のすべてに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

4．会計監査人の状況

（1）名称　　EY新日本有限責任監査法人

（注）新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年７月１日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

（2）報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容ならびに当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は法令遵守および倫理尊重（以下「コンプライアンス」）が、企業が存立を継続するために必要不可欠であることを認識するとともに、職務執行上の最重要課題であると位置付け、企業理念に基づく「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を、継続的に啓蒙し、すべての役職員がこれを遵守することを求める。

② コンプライアンスに関する総括責任者を管理本部長とし、総務部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。

③ 当社は、内部監査室を設置し、内部監査室が定期的に実施する内部監査を通じ、すべての業務が法令、定款および社内諸規定に準拠して適正・妥当かつ合理的なものであるかどうか、また会社の制度・組織・諸規定が適正かつ妥当であるかを調査・検証するものとし、その結果を代表取締役および取締役会に報告する。

④ コンプライアンス上、疑義ある行為などコンプライアンスに関する相談・通報窓口を社内外に複数（社外弁護士を含む）設置し、内部通報制度を運営するものとする。

⑤ 取締役会は、コンプライアンス体制の点検を適時実施し、適正な維持に努める。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規定」・「情報管理規定」等に基づき、その保存媒体等に応じて適切・確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理に関する総括責任者を管理本部長とし、各部門においては、予見されるリスクの識別と分析を行い、部門ごとのリスク管理体制を明確化し、総務部が全社的なリスクを統括管理する。

② 監査役および内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役および取締役会に報告する。

③ 不測の事態が発生した場合、「緊急事態対策規定」に基づき、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を原則として月２回開催するほか、必要に応じ、臨時にこれを開催するものとする。

② 取締役会は、年次経営計画および中期経営計画を策定し、当社が達成すべき目標を明確化し、各担当取締役より各部門の業務目標に対する進捗状況を定期的に取締役会で報告させ、目標達成のための対応を随時検討・実施する。

（5）次に掲げる体制その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制。

② 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。

③ 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制。

④ 当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制。

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規定」に基づき、主要な子会社等について、定期的な事業内容の報告および監査の実施などを含む適切な経営管理を行うとともに、当社と共通認識をもったコンプライアンス体制の構築を図る。

（6）監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、監査役の職務を補助する使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

なお、監査役補助を兼任する使用人は、監査役の職務を優先して従事する。

（7）当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役は、取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、取締役から業務執行状況の報告を受ける。

② 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を当社の監査役に報告する。

③ 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。

④ 監査役は、重要な稟議書および報告書等について、閲覧し、必要に応じて内容の説明を受ける。

（8）監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、監査役監査の重要性と有用性を十分に認識し、円滑で効率的な監査役監査を実現するための環境整備を行う。

② 代表取締役は監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。

③ 監査役は、会計監査人と、両者の監査業務の品質および効率を高めるため緊密な連携を図る。

④ 内部監査部門である内部監査室ほか法令等遵守を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。

⑤ 監査役会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部有識者を任用することができる。

⑥ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

（9）財務報告の信頼性確保のための体制

当社は、当社および当社子会社等からなる企業集団の財務報告を適時・適切に行うものとし、その内容の信頼性を確保することを最重要視する。

また、財務報告の信頼性を実現・維持するため、金融商品取引法が規定する内部統制報告制度に適切に対応するものとする。

① 財務報告の信頼性を確保するための体制を整備するとともに、その整備・運用状況を定期的に評価し、常に適正に維持する。

② 会計処理に関して、会計基準その他関連法令等を遵守し、あわせて「経理規定」をはじめ社内関連諸規定を整備し、遵守するものとする。

（10）反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

① 当社および当社子会社は、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体からの不当な要求を一切排除する。

② 当社および当社子会社は、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断することを「行動規範」に明文化し、役職員に周知徹底する。
また、取引に際し、反社会的勢力・団体に該当するかの調査などを実施し、未然の防止を図る。

（11）業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 内部統制システム

監査役、内部監査室および会計監査人は、定期的に当社の内部統制システムの運用状況や監査結果について協議および意見交換を行い、緊密な連携を図ることにより、内部統制システムの運用状況の向上に努めております。

② コンプライアンス体制

企業理念に基づく「行動規範」をより深く理解するため、すべての役職員に「企業倫理ガイド」を配布しております。また、コンプライアンス意識の維持・向上のため、年間スケジュールを組み社内講習を開催したほか、毎週１回、コンプライアンスをテーマとした情報を配信いたしました。内部通報制度については、社内窓口のほか、社外の通報窓口を設置し、不正および不祥事の発生予防と早期発見に努めております。

③ リスク管理体制

「リスク管理マニュアル」に基づき、半期ごとに各部門が「リスク管理状況報告書」を作成し、予見されるリスクの識別と分析を行い、適切な対応を行っております。また、取締役会および執行役員会において、具体化する可能性があるリスクを共有し、未然防止策等の課題を検討いたしました。

④ 取締役の職務執行

取締役会においては、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っており、当該事業年度中に21回開催いたしました。また、社外取締役が適宜忌憚のない意見を述べることで、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役会においては、監査方針や監査計画を協議決定しており、当該事業年度中に20回開催いたしました。監査役は、取締役会などの重要な会議体へ出席し、取締役および執行役員からの業務執行の報告について、適宜助言・問題提起を行い、経営が適正に行われているかの確認や取締役の職務執行の監督を行っております。また、監査役は、稟議書等の重要書類を閲覧するほか、代表取締役・会計監査人との定期的な意見交換、内部監査室が行った監査に関する報告、使用人からのヒアリングなどを通じて、当社の事業内容について理解を深め、監査の実効性を確保しております。

6．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**34,473**
現金及び預金	22,211
受取手形	1,617
売掛金	1,467
有価証券	702
商品及び製品	3
原材料及び貯蔵品	4,709
前渡金	2,483
前払費用	249
未収還付法人税等	817
その他	313
貸倒引当金	△102
固定資産	**19,084**
有形固定資産	**8,604**
建物	3,442
構築物	221
機械及び装置	644
車両運搬具	13
工具器具備品	1,142
土地	3,135
建設仮勘定	4
無形固定資産	**305**
ソフトウエア	181
その他	123
投資その他の資産	**10,174**
投資有価証券	3,157
出資金	92
繰延税金資産	3,062
その他	4,166
貸倒引当金	△305
資産合計	**53,557**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**6,095**
買掛金	4,151
未払金	839
未払費用	191
未払法人税等	308
賞与引当金	463
役員賞与引当金	46
その他	95
固定負債	**1,732**
退職給付に係る負債	826
資産除去債務	264
その他	641
負債合計	**7,827**
純資産の部	
株主資本	**45,332**
資本金	**3,281**
資本剰余金	**3,228**
利益剰余金	**41,147**
自己株式	**△2,324**
その他の包括利益累計額	**396**
その他有価証券評価差額金	**399**
退職給付に係る調整累計額	**△2**
純資産合計	**45,729**
負債・純資産合計	**53,557**

連結損益計算書（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**27,971**
売上原価		**13,417**
売上総利益		**14,553**
販売費及び一般管理費		**13,215**
営業利益		**1,337**
営業外収益		
受取利息及び配当金	64	
貸倒引当金戻入額	100	
その他	58	223
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	50	
シンジケートローン手数料	6	
その他	5	62
経常利益		**1,499**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	36	36
税金等調整前当期純利益		**1,464**
法人税、住民税及び事業税	352	
法人税等調整額	315	667
当期純利益		**796**
親会社株主に帰属する当期純利益		**796**

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,281	3,228	41,496	△1,157	46,848
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,144		△1,144
親会社株主に帰属する当期純利益			796		796
連結範囲の変動			△0		△0
自己株式の取得				△1,167	△1,167
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	—	△348	△1,167	△1,515
当連結会計年度末残高	3,281	3,228	41,147	△2,324	45,332

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	410	—	410	47,259
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△1,144
親会社株主に帰属する当期純利益				796
連結範囲の変動				△0
自己株式の取得				△1,167
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△10	△2	△13	△13
当連結会計年度変動額合計	△10	△2	△13	△1,529
当連結会計年度末残高	399	△2	396	45,729

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**34,081**
現金及び預金	22,033
受取手形	1,394
売掛金	1,485
有価証券	702
商品及び製品	3
原材料及び貯蔵品	4,709
前渡金	2,483
その他	1,373
貸倒引当金	△102
固定資産	**19,166**
有形固定資産	**8,601**
建物	3,442
構築物	221
機械及び装置	644
車両運搬具	13
工具器具備品	1,139
土地	3,135
建設仮勘定	4
無形固定資産	**289**
ソフトウエア	165
その他	123
投資その他の資産	**10,276**
投資有価証券	3,157
出資金	90
長期前払費用	3,080
関係会社長期貸付金	405
繰延税金資産	3,061
その他	1,064
貸倒引当金	△584
資産合計	**53,248**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**5,787**
買掛金	4,151
未払金	839
未払費用	191
賞与引当金	463
役員賞与引当金	46
その他	96
固定負債	**1,728**
退職給付引当金	822
資産除去債務	264
その他	641
負債合計	**7,515**
純資産の部	
株主資本	**45,333**
資本金	**3,281**
資本剰余金	**3,228**
資本準備金	3,228
利益剰余金	**41,147**
利益準備金	14
その他利益剰余金	41,133
固定資産圧縮積立金	6
別途積立金	35,000
繰越利益剰余金	6,126
自己株式	**△2,324**
評価・換算差額等	**399**
その他有価証券評価差額金	**399**
純資産合計	**45,733**
負債・純資産合計	**53,248**

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**24,364**
売上原価		**10,720**
売上総利益		**13,643**
販売費及び一般管理費		**12,760**
営業利益		**882**
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	58	
有価証券利息	6	
受取賃貸料	21	
貸倒引当金戻入額	240	
その他	41	370
営業外費用		
賃貸収入原価	4	
シンジケートローン手数料	6	
貸倒引当金繰入額	50	
その他	1	62
経常利益		**1,191**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	36	36
税引前当期純利益		**1,156**
法人税、住民税及び事業税	44	
法人税等調整額	315	359
当期純利益		**796**

株主資本等変動計算書（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産圧縮積立金	別途積立金
2018年４月１日　期首残高	3,281	3,228	3,228	14	6	35,000
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	―	―
2019年３月31日　期末残高	3,281	3,228	3,228	14	6	35,000

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
2018年４月１日　期首残高	6,474	41,496	△1,157	46,848	410	410	47,259
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	△1,144	△1,144		△1,144			△1,144
当期純利益	796	796		796			796
自己株式の取得			△1,167	△1,167			△1,167
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					△10	△10	△10
事業年度中の変動額合計	△348	△348	△1,167	△1,515	△10	△10	△1,525
2019年３月31日　期末残高	6,126	41,147	△2,324	45,333	399	399	45,733

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社藤商事
　取締役会　御中

2019年５月22日

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　村　上　和　久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　竹　　徹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社藤商事の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社藤商事及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社藤商事
　取締役会　御中

2019年５月22日

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　村　上　和　久　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　竹　　徹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社藤商事の2018年４月１日から2019年３月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年５月23日

株式会社藤商事　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　水嶋延和　㊞

常勤監査役　上垣内崇夫　㊞

社外監査役　川島育也　㊞

以　上

第１号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第54期の期末配当につきましては、継続した配当の基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金25円とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は559,886,375円となります。

これにより、中間配当金を含めました当事業年度の年間配当金は、１株につき50円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2019年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　名 （生年月日）	略歴（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
浦野正幸 （1953年12月1日生）	1979年 4月　検事任官（大阪地方検察庁） 1980年 3月　徳島地方検察庁検事 1983年 3月　大阪法務局訟務部付検事 1985年 3月　法務省訟務局付検事 1988年 3月　東京地方検察庁検事 1990年 4月　山形地方検察庁検事 1991年 5月　弁護士登録 堀弁護士事務所（現堀・浦野法律事務所）入所 1999年 1月　同所 共同経営（現任）	－株

（注）１.浦野正幸氏は当社と顧問契約を締結しております。

２.浦野正幸氏は、補欠の社外監査役候補者であり、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

３.浦野正幸氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。

４.浦野正幸氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として高度な専門知識と豊富な経験を有していることから、社外監査役に適任であると考え、選任をお願いするものであります。

また、同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

第３号議案　役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役７名に対し、当事業年度の業績およびその他諸般の事情を勘案して、役員賞与を総額46百万円支給させていただきたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会の決定によることといたしたいと存じます。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場 シティプラザ大阪 2階「SYUN －旬－」
大阪市中央区本町橋２番31号　　TEL 06－6947－7888

交通 地下鉄堺筋線・中央線　堺筋本町駅　1号、12号出口より徒歩約6分
地下鉄谷町線・中央線　谷町四丁目駅　4号出口より徒歩約7分

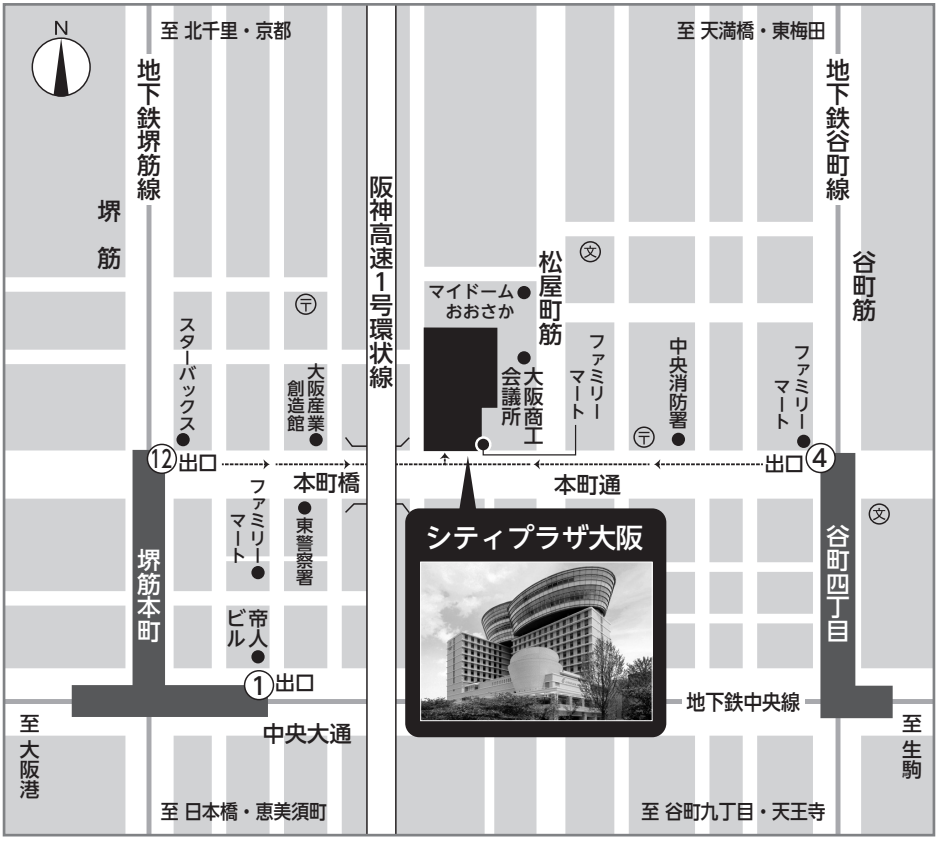

当日は駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。